

静岡県知事 鈴木 康友 様

川根本町長 藺田 靖邦



健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第3項の規定により、令和8年度に公表した健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	3.0 (25.0)	3.3 (350.0)

備考

- 法第3条第3項前段の規定に基づき、健全化判断比率を総務大臣又は都道府県知事に報告する場合は、本様式によること。
- 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載すること。
- 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

静岡県知事 鈴木 康友 様

川根本町長 藺田 靖邦



資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により、令和8年度に公表した資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
簡易水道事業会計	—	令第17条(第1号)の規定により事業の規模を算定
	0.0	
	0.0	

備考

- 1 法第22条第3項において準用する法第3条第3項前段の規定に基づき、資金不足比率を総務大臣又は都道府県知事に報告する場合は、本様式によること。
- 2 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
- 3 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。
「令第17条第1（2、3、4）号（括弧書き）の規定により事業の規模を算定」